

答申第 1172 号  
諮詢第 1832 号  
件名：監察新聞の開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 7 年 2 月 26 日付けて行った開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 6 日付けて行った開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由 （略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 2 月 26 日に愛知県警察本部情報公開窓口において行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

なお、行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について

令和 6 年 10 月 12 日などに飲酒運転したとして特定の警察職員が懲戒処分された。首席監察官は「指導や教養を徹底し再発防止と信頼回復に努める」と話した。

不祥事が続くが、上記事案に対し、再発防止策として監察官室が発出した文書（請求日現在 監察官室で管理するもの）

となった（以下「本件開示請求」という。）。

##### イ 本件開示請求の対象文書の特定

処分庁は、愛知県警察本部警務部監察官室（以下「監察官室」という。）で管理する文書のうち、本件開示請求の対象となる文書について確認したところ、当該開示請求書記載の事案の詳細及びその再発防止策につい

て作成された本件行政文書を特定したが、その他に当該事案及び再発防止策について作成されたものは存在しなかった。

#### ウ 本件処分

本件行政文書には、条例第7条各号に規定する不開示情報が記載されていなかったため、処分庁は条例第11条第1項に基づき、本件行政文書を開示する決定をし、審査請求人に対し、令和7年3月6日付けで本件処分を行った。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件行政文書以外にも対象文書が存在する旨主張しているが、いかなる文書が対象文書と想定されるのか何らの主張もなく、対象文書の特定は上記(1)アで述べたとおりであるため、審査請求人の主張は理由がない。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

#### (3) 結語

本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和6年10月12日に飲酒運転をしたとして特定の警察職員が懲戒処分された事案（以下「本件事案」という。）に関して、再発防止策として監察官室が発出した文書である。

#### (2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、監察新聞の1枚だけでなく、指導教養をしっかり行っているはずなので、その文書の開示を求める旨を主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

#### (3) 本件行政文書の特定について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、本件開示請求に対して本件行政文書を特定したが、それ以外に本件事案に関して、再発防止策として監察官室は文書を発出していないことである。

当審査会において事務局を通じて確認したところ、監察官室においては、警察職員の非違事案のうち報道機関への発表を行った事案については、原則として、個別の非違事案について再発防止を徹底するための事案内容等を記載した教養資料である「他山の石」を作成することとされている。そこで、処分庁から提出された「令和6年 他山の石一覧」を確認したところ、非違事案の内容を簡潔に示した件名の一覧が記載されており、本件行政文書以外に本件事案の内容に合致する件名はないことが認められる。

これらのことからすれば、本件開示請求に対して、本件行政文書を特定し、ほかに対象となる文書は存在しないという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

令和6年10月12日などに飲酒運転したとして特定の警察職員が懲戒処分された。首席監察官は「指導や教養を徹底し再発防止と信頼回復に努める」と話した。不祥事が続くが、上記事案に対し、再発防止策として監察官室が発出した文書（請求日現在 監察官室で管理するもの）

別記2

他山の石（監察新聞（令和6年12月19日付け））

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7. 5. 20	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 11. 28 (第 717 回審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7. 12. 12 (第 718 回審査会)	審議
8. 1. 27	答申